

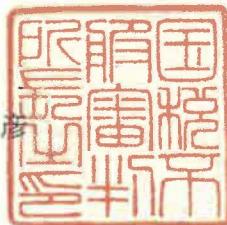
裁 決 書

東裁(所)令5第89号

令和6年4月2日

国税不服審判所長

清野 正彦



審査請求人

住 所

氏 名

原処分庁

原 処 分

1 令和5年3月14日付でされた次の各処分

- (1) 平成27年分以後の所得税の青色申告の承認の取消処分
- (2) 平成29年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分並びに過少申告加算税の変更決定処分

2 令和5年3月27日付でされた次の各処分

- (1) 平成30年分、令和元年分及び令和2年分の所得税及び復興特別所得税の各更正処分並びに重加算税の各賦課決定処分
- (2) 令和3年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（過少申告加算税の賦課決定処分については、令和5年9月27日付でされた変更決定処分によりその一部が取り消された後のもの）

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 平成29年分の所得税及び復興特別所得税に係る過少申告加算税の変更決定処分に対する審査請求を却下する。
- 2 その他の原処分に対する審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、原処分庁が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、青色申告に係る帳簿書類の備付け等が法令の規定するところに従って行われていなかったとして青色申告の承認の取消処分をするとともに、不動産を貸付けの用に供した事実等がないから、不動産所得の金額は■であるなどとして更正処分及び重加算税等の賦課決定処分を行ったところ、請求人が、原処分の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令

関係法令は、別紙1のとおりである。

なお、別紙1で定義した略語については、以下、本文においても使用する。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、次の事実が認められる。

イ 請求人は、平成25年10月15日に、所得税の青色申告承認申請書を提出し、平成25年分以後の所得税について、青色申告の承認があったものとみなされた。

ロ 請求人及び請求人の兄である■（以下「兄」という。）は、平成26年9月6日、■に所在する共同住宅（以下「本件不動産」という。）を相続により取得した。

なお、請求人及び兄の本件不動産の持分は、それぞれ2分の1である。

(4) 審査請求に至る経緯

イ 請求人は、平成27年分及び平成28年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）について、いずれも青色の確定申告書を提出した。

請求人は、当該各確定申告書に、当該各年分において生じた純損失の金額として、平成27年分は■、平成28年分は■と記載した。

ロ 請求人は、平成29年分、平成30年分、令和元年分、令和2年分及び令和3年分（以下、これらを併せて「本件各年分」という。）の所得税等について、青色の各確定申告書（以下「本件各確定申告書」という。）に別表の「確定申告」欄のとおり記載し、青色申告決算書（不動産所得用）（以下「本件各不動産決算書」という。）及び青色申告決算書（一般用）をそれぞれ添付して、いずれも法定申

告期限までに申告した。

請求人は、本件不動産に係る不動産所得について、本件各確定申告書における不動産所得の「収入金額等」欄には■と記載又は金額を記載せず、また、本件各不動産決算書における「収入金額」欄には■と、「不動産所得の収入の内訳」の「賃借人の住所・氏名」欄には「募集中」と、「必要経費の計」欄には、平成29年分は1,020,311円、平成30年分は798,159円、令和元年分は590,100円、令和2年分は605,353円及び令和3年分は465,470円（以下、これらの金額を併せて「本件各費用」という。）とそれぞれ記載した。

また、請求人は、令和3年分の所得税等の確定申告書に「医療費通知明細印刷画面 ■」と題する書面を添付しており、当該確定申告書の「医療費控除」欄には、当該書面において令和3年1月診療分から同年12月診療分までの累計額として記載された411,247円と同額を記載した。

ハ 原処分庁所属の調査担当職員（以下「本件調査担当職員」という。）は、令和4年8月5日、請求人に対し、請求人の本件各年分の所得税等に係る実地の調査を行う旨の調査通知をしたところ、請求人は、同月9日、本件各年分の所得税等について、別表の「修正申告」欄のとおり記載した各修正申告書（以下「本件各修正申告書」という。）を提出した。

本件各修正申告書は、いずれも事業所得の金額を■とするものであり、これにより、本件各年分において生じた純損失の金額は、それぞれ■となつた。

また、本件各修正申告書における不動産所得の収入金額及び所得金額は、本件各確定申告書のそれらの金額と同額であった。

ニ 原処分庁は、本件各修正申告書に対し、令和5年3月10日付で、別表の「賦課決定処分」欄のとおり、過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

ホ 次いで、原処分庁は、令和5年3月14日付で、本件調査担当職員による請求人に対する調査（以下「本件調査」という。）に基づき、所得税法第150条第1項第1号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当する事実があったとして、平成27年分以後の所得税の青色申告の承認の取消処分（以下「本件青色申告承認取消処分」という。）を行うとともに、平成29年分の所得税等について、別表の「更正処分等①」欄のとおり、更正処分及び過少申告加算税の額を■とする変更決

定処分（以下「本件変更決定処分」という。）をした。

当該更正処分は、本件青色申告承認取消処分に伴い、翌年へ繰り越す純損失の金額を■とする等の処分である。

なお、本件青色申告承認取消処分に係る通知書（以下「本件青色申告承認取消通知書」という。）に記載された処分の理由の要旨は、別紙2のとおりである。

ヘ さらに、原処分庁は、令和5年3月27日付で、本件調査に基づき、別表の「更正処分等②」欄のとおり、平成30年分、令和元年分及び令和2年分の所得税等の各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分を、また、令和3年分の所得税等の更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分をした（以下、これらの処分のうち、各更正処分と上記ホの平成29年分の所得税等の更正処分を併せて「本件各更正処分」という。）。

本件各更正処分は、本件各年分の不動産所得の金額を■とし、また、令和3年分の医療費控除の金額を、保険会社からの保険金による補填があったとして零円とする等のものであり、重加算税の各賦課決定処分は、いずれも請求人が本件各費用を不動産所得の金額の計算上必要経費に算入したことに対する処分である。

なお、本件各更正処分並びに平成30年分、令和元年分、令和2年分及び令和3年分の所得税等に係る各加算税の各賦課決定処分に係る各通知書（以下「本件各通知書」という。）に記載された処分の理由の要旨は、別紙3-1ないし同3-5のとおりである。

ト 請求人は、原処分を不服として、令和5年4月24日に審査請求をした。

チ 原処分庁は、令和5年9月27日付で、別表の「変更決定処分」欄のとおり、令和3年分の所得税等に係る過少申告加算税の額を■から■とする変更決定処分をした（以下、当該変更決定処分後の令和3年分の所得税等に係る過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分と上記への平成30年分、令和元年分及び令和2年分の所得税等に係る重加算税の各賦課決定処分を併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と本件各賦課決定処分を併せて「本件各更正処分等」という。）。

請求人は、当該変更決定処分を受け、令和3年分の所得税等に係る過少申告加算税の賦課決定処分に関する審査請求の対象を、当該変更決定処分によりその一部が取り消された後のものと変更した。

2 本件変更決定処分の取消しを求める審査請求の適法性について

加算税の賦課決定処分に係る取消しの請求の利益は、当該処分により納付すべき税額が増加したか否かにより判断すべきものであるところ、上記1の(4)のホのとおり、本件変更決定処分は、平成29年分の所得税等に係る過少申告加算税の額を [] に減額する処分である。

したがって、本審査請求のうち、本件変更決定処分の取消しを求める部分は、請求の利益を欠くものであり、不適法である。

よって、以下は、本件各更正処分等及び本件青色申告承認取消処分のみについて、検討する。

3 争点

- (1) 本件調査の手続に本件各更正処分等を取り消すべき違法があるか否か（争点1）。
- (2) 本件各更正処分等の理由の提示に不備があるか否か（争点2）。
- (3) 本件青色申告承認取消処分は違法か否か（争点3）。
- (4) 本件各費用は、本件各年分における不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否か（争点4）。
- (5) 請求人が受領した保険金は、所得税法第73条第1項括弧書に規定する医療費を補填する保険金等に該当するか否か（争点5）。
- (6) 請求人に、通則法第68条第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たす行為が認められるか否か（争点6）。

4 争点についての主張

- (1) 争点1（本件調査の手続に本件各更正処分等を取り消すべき違法があるか否か。）について

原処分庁	請求人
次のことから、本件調査の手続に本件各更正処分等を取り消すべき違法はない。 イ 本件調査において、原処分庁は、請求人に対し、事前通知を行った上で、課税処分の基礎となる証拠収集を行っ	次のことから、本件調査の手続に本件各更正処分等を取り消すべき違法がある。 イ 本件調査においては、税務調査を隠れみのにしたパワハラ・セクハラ及び人権侵害による質問検査権の行使が繰

原処分庁	請求人
<p>た後、原処分を行ったことから、課税処分が何らの調査なしに行われたような場合には該当しない。</p> <p>口 また、本件調査の証拠資料の収集過程においても、本件調査担当職員が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる行為を行ったとする事実は認められない。</p>	<p>り返された。</p> <p>具体的には、本件調査担当職員は、請求人に対し、大きな声で脅かし、また、修正申告はしないという請求人に対して、修正申告を強要し、修正申告に応じなければ、兄のところや銀行に行くと脅した。</p> <p>口 また、本件調査担当職員は、請求人に対し、事前に本件各更正処分等の内容を伝えており、このことは情報漏えいに当たる。</p>

(2) 争点2（本件各更正処分等の理由の提示に不備があるか否か。）について

原処分庁	請求人
<p>本件各通知書における処分の理由は、原処分庁がいかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して、本件各更正処分等をしたかについて、請求人において了知し得る程度のものとなっており、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を知らせて不服の申立てに便宜を与えるという行政手続法第14条の趣旨に照らし、法の要求する提示として欠けるものではない。よって、本件各更正処分等の理由の提示に不備はない。</p>	<p>本件各通知書における処分の理由には、重加算税の各賦課決定処分について、何がどのような隠蔽、仮装などのかの具体的説明がない等、最高裁判所平成23年6月7日判決に当てはめた説明がなく、また、どのような根拠で本件各更正処分等をしたのかの判断過程の記載もない。そのため、本件各更正処分等の理由の提示に不備がある。</p>

(3) 争点3（本件青色申告承認取消処分は違法か否か。）について

原処分庁	請求人
次のイ及びロにより、本件青色申告承	次のイ及びロにより、本件青色申告承

原処分庁	請求人
認取消処分に違法はない。 イ 本件調査担当職員が、請求人に対し、平成27年分及び平成28年分の不動産所得及び事業所得に係る帳簿書類について確認したところ、請求人は、データが消えた等と申述し、当該帳簿書類を提示しなかったため、所得税法第150条第1項第1号に規定する青色申告の承認の取消事由がある。 そして、調査の全過程を通じて、本件調査担当職員が帳簿の備付け状態等を確認するために社会通念上当然に要求される程度の努力を怠ったとも認められないから、本件青色申告承認取消処分には、裁量権の逸脱又は濫用はない。	認取消処分は違法である。 イ 平成27年分から令和3年分までの帳簿のうち、帳簿がないのは平成27年分及び平成28年分のみである。 平成27年分及び平成28年分の帳簿のデータがないのは、[REDACTED]のシステムを使用していたところ、[REDACTED]が別のシステムに変更したためである。請求人に帳簿のデータをプリントアウトしなかったというミスはあるが、このミスと本件青色申告承認取消処分とは、処分が不均衡であるため、本件青色申告承認取消処分には、裁量権の逸脱又は濫用がある。
ロ、本件青色申告承認取消通知書の理由の記載は、請求人において、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がされたかをその記載自体から了知し得るものといえるため、本件青色申告承認取消処分の理由の付記に不備はない。	ロ 本件青色申告承認取消通知書には、最高裁判所平成23年6月7日判決に当てはめた説明がなく、また、どのような根拠で処分をしたのかその判断過程の記載もないため、本件青色申告承認取消処分の理由の付記に不備がある。

(4) 争点4（本件各費用は、本件各年分における不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否か。）について

原処分庁	請求人
請求人は、本件各年分において、本件不動産の売却を前提として不動産会社と	不動産の入居者募集のアプローチは、オーナーの自由であり、完全な自由裁量

原処分庁	請求人
<p>専任媒介契約等をしており、本件不動産を賃貸した事実はなく、不動産会社に対し本件不動産の賃貸の仲介を依頼した事実も認められない。</p> <p>そのほか、請求人から本件不動産の賃貸を明らかにする証拠の提出もないことからすると、本件不動産が、本件各年分において、賃貸の用に供されていなかつたのは明らかである。</p> <p>したがって、本件不動産について、所得税法第26条第1項に規定する「貸付け」が行われていないと認められ、このことからすると、必要経費の額があったとは認められず、本件各費用は、本件各年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することができない。</p>	<p>の範囲である。</p> <p>そして、不動産賃貸業をする条件として、不動産会社と入居者募集に関する契約をする必要はなく、入居者を募集する方法の一つとして不動産会社を使用するだけである。</p> <p>したがって、不動産会社と入居者募集に関する契約をしていないとの理由で、本件各費用を不動産所得の金額の計算上必要経費として認めないのは、職業選択の自由の侵害であり、違憲である。</p>

(5) 争点5（請求人が受領した保険金は、所得税法第73条第1項括弧書に規定する医療費を補填する保険金等に該当するか否か。）について

原処分庁	請求人
<p>請求人は、令和3年において、医療費411,274円を支払っているところ、令和3年中に、[REDACTED]（以下「[REDACTED」という。）から合計510,000円の保険金を受領しており、当該保険金は、所得税法第73条第1項括弧書に規定する医療費を補填する保険金等に該当する。</p>	<p>請求人が受領した保険金は、[REDACTED]の生活を支えるために支給されたものであり、また、入院の諸費用のためであつて、医療費の補填のためのものではない。</p> <p>したがって、請求人が受領した保険金は、所得税法第73条第1項括弧書に規定する医療費を補填する保険金等に該当しない。</p>

(6) 争点6（請求人に、通則法第68条第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たす行

行為が認められるか否か。)について

原処分庁	請求人
<p>次の行為は、請求人が当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からうかがい得る特段の行動に当たり、請求人はその意図に基づき過少申告をしたと認められることから、請求人に通則法第68条第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たす行為が認められる。</p> <p>イ 請求人は、本件不動産が賃貸の用に供されていなかったことは明らかであるのに、本件各不動産決算書の「賃借人の住所・氏名」欄に「募集中」である旨、事実と異なる内容を記載し、本件不動産が賃貸の用に供されているかのような外形を作出し、本件不動産に係る必要経費を計上して過少な所得金額により申告し続けていた。</p> <p>ロ 請求人は、本件調査担当職員に対し、事実と異なる虚偽の申述を繰り返したばかりではなく、本件不動産の売却のため専任媒介契約を締結していた</p> <p>[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。) の担当者に対して、賃貸に関する話がなかったにもかかわらず、賃貸契約の希望があったと申述を訂正するよう依頼するなどの事後的な工作を行うなど、本件</p>	<p>原処分庁が認定した事実は、原処分庁の恣意的な見解である。</p> <p>請求人は、正しいことを行うために、[REDACTED] が採用しているシステムや会計ソフトを使用しており、請求人に隠蔽し、又は仮装した行為はない。</p>

原処分庁	請求人
各確定申告書を提出した後も過少な所得金額による申告を貫こうとしていた。	

5 当審判所の判断

(1) 争点1（本件調査の手続に本件各更正処分等を取り消すべき違法があるか否か。）について

イ 法令解釈

通則法は、第7章の2《国税の調査》において、国税の調査の際に必要とされる手続を規定しているが、同章の規定に反する手続が課税処分の取消事由となる旨を定めた規定はなく、また、調査手続に瑕疵があるというだけで納税者が本来支払うべき国税の支払義務を免れることは、租税公平主義の観点からも問題があると考えられるから、調査手続に単なる違法があるだけでは課税処分の取消事由とはならないものと解される。

もっとも、通則法は、第24条《更正》の規定による更正処分、第25条《決定》の規定による決定処分、第26条《再更正》の規定による再更正処分等について、いずれも「調査により」行う旨規定しているから、課税処分が何らの調査なしに行われたような場合には、課税処分の取消事由となるものと解される。そして、これには、調査を全く欠く場合のみならず、課税処分の基礎となる証拠資料の収集手続（以下「証拠収集手続」という。）に重大な違法があり、調査を全く欠くのに等しいとの評価を受ける場合も含まれるものと解され、ここにいう重大な違法とは、証拠収集手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなどの場合をいうものと解するのが相当である。

ロ 認定事実

原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、次の事実が認められる。

(イ) 本件調査担当職員は、令和4年9月2日、請求人に対し、本件調査を開始した。

(ロ) 本件調査担当職員は、令和4年10月以降、[REDACTED]の[REDACTED]
[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）や兄らに対し、本件不

動産に関する契約等の事実関係を確認するための調査を行った。

- (ハ) 本件調査担当職員は、令和5年3月9日、請求人に対し、通則法第74条の11第2項に規定する調査結果の説明を行った。

ハ 当てはめ及び請求人の主張について

(イ) 上記イのとおり、課税処分は、それが何らの調査なしに行われたような場合のほか、当該課税処分に係る証拠収集手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなどの重大な違法があり、調査を全く欠くに等しいとの評価を受ける場合が取消事由となるものと解されているところ、本件調査担当職員は、上記ロのとおり、所要の調査を実施しており、本件各更正処分等が何らの調査なしに行われたような場合であるとはいえないことは明らかである。

(ロ) 請求人は、上記4の(1)の「請求人」欄のイのとおり、本件調査においては、パワハラ・セクハラ及び人権侵害による質問検査権の行使が繰り返され、具体的には、本件調査担当職員は、請求人に対し、大きな声で脅かし、また、修正申告はしないという請求人に対して、修正申告を強要し、修正申告に応じなければ、兄のところや銀行に行くと脅した旨主張する。

しかしながら、大きな声で脅かしたという点については、請求人から具体的な主張や主張を裏付ける証拠の提出はなく、当審判所の調査及び審理の結果によっても、そのような事実があったとは認められない。また、調査を担当した職員は、法令上、調査について必要があるときに取引先等に対する調査を行うことや（通則法第74条の2第1項）、調査の結果、修正申告を勧奨することができる（通則法第74条の11第3項）ため、仮に本件調査担当職員が、請求人に対し、更に関係先への調査を行う旨を告げたり、修正申告を勧奨したとしても、それ自体は違法ではなく、本件調査において、これらが社会通念上相当の限度を超える等の違法な態様で行われたとも認められない。

そして、その他当審判所の調査及び審理の結果によっても、本件調査担当職員が、本件各更正処分等に係る証拠収集手続において、刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる行為を行ったとする事実は認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(ハ) また、請求人は、上記4の(1)の「請求人」欄のロのとおり、本件調査担当職員は、請求人に対し、事前に本件各更正処分等の内容を伝えており、このことは情報漏えいに当たる旨主張する。

当該主張は、税務調査のどの場面に関するものであるか判然としないものの、仮に調査結果の説明に関するものである場合、調査を担当した職員は、調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合には、納税者に対して調査結果の内容を説明することとされているから（通則法第74条の11第2項）、当該説明が情報漏えいに当たらないことは明らかであり、そのほか、当審判所の調査の結果によつても、本件調査において違法な情報漏えいがあったとは認められない。

したがつて、請求人の主張には理由がない。

(イ) 以上のとおり、本件各更正処分等が何らの調査なしに行われたような場合であるとはいはず、また、証拠収集手続に重大な違法があり、調査を全く欠くのに等しいとの評価を受ける場合に該当しないことから、本件調査の手続に、本件各更正処分等を取り消すべき違法があるとは認められない。

(2) 爭点2（本件各更正処分等の理由の提示に不備があるか否か。）について

イ 法令解釈

行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならぬとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されるから、当該処分の理由が、上記の趣旨を充足する程度に具体的に明示するものであれば、同項本文の要求する理由の提示として不備はないものと解するのが相当である。

ロ 当てはめ及び請求人の主張について

(イ) 本件各更正処分の理由について

本件各更正処分は、本件各年分について不動産所得の金額に、令和2年分について給与所得の金額に、令和3年分について医療費控除の金額に、それぞれ誤りがあることを所得税等の本税の増額理由とし、また、本件各年分について翌年へ繰り越す純損失の金額及び平成29年分について当年分で差し引く純損失

の金額の一部をいずれも [] とするものであるから、以下、各事項について検討する。

A 不動産所得の金額

本件各通知書の「処分の理由」の「不動産所得の金額」の項には、別紙3-1ないし同3-5のとおり、本件不動産について、貸付けの用に供した事実はないこと及び募集した事実もないことが記載されており、本件各年分の不動産所得の金額が [] となる根拠について、その処分の基礎となる事実が具体的に示されている。

B 翌年へ繰り越す純損失の金額

本件各通知書の「処分の理由」の「翌年以後に繰り越す純損失の金額」の項には、別紙3-1ないし同3-5のとおり、翌年へ繰り越す純損失の金額が [] となる根拠について、平成27年分以降の青色申告の承認の取消しや修正申告書の提出のためであると記載されており、その処分の基礎となる事実及び判断過程が具体的に示されている。

C 当年分で差し引く純損失の金額

本件各通知書のうち、平成29年分の通知書の「処分の理由」の「当年分で差し引く純損失の金額」の項の後段には、別紙3-1のとおり、平成27年分以降の青色申告の承認を取り消したため、平成27年分及び平成28年分の純損失の金額は当年分で差し引く純損失の金額にならないと記載されており、その処分の基礎となる事実及び判断過程が具体的に示されている。

D 給与所得の金額

本件各通知書のうち、令和2年分の通知書の「処分の理由」の「給与所得の金額」の項には、別紙3-4のとおり、給与所得の金額の算定根拠となる給与等の収入金額、給与所得控除額及び所得金額調整控除額の各金額並びに計算過程が具体的に示されている。

E 医療費控除の金額

本件各通知書のうち、令和3年分の通知書の「医療費控除の金額」の項には、別紙3-5のとおり、保険会社からの補填金額などが記載されており、医療費控除の金額が零円となる根拠について、その計算の基礎となる事実及び計算過程が具体的に示されている。

(ロ) 本件各賦課決定処分の理由について

本件各通知書のうち、平成30年分ないし令和3年分の所得税等に係る重加算税の各賦課決定処分については、別紙3-2ないし同3-5のとおり、隠蔽又は仮装に当たる事実関係と適用法令、さらに重加算税の計算過程が示されている。また、令和3年分の所得税等に係る過少申告加算税の賦課決定処分については、別紙3-5のとおり、令和3年分の所得税等の更正処分により納付すべきこととなる所得税等の額及び適用法令が示されている。

(ハ) 以上によれば、本件各通知書には、本件各更正処分等に当たり、原処分庁が基礎とした事実関係の内容及び判断過程等が具体的に明示されているから、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという行政手続法第14条第1項本文の趣旨に照らして、同項本文の要求する理由の提示として欠けるところはないというべきである。

なお、令和3年分の通知書の「翌年以後に繰り越す純損失の金額」の項には、純損失の金額の発生年分及び金額に誤記があると認められるが、令和3年分の確定申告書や各修正申告書の記載内容に関するもので誤記であることが明白であり、その他の記載内容から処分の根拠が具体的に明示されていると認められることから、上記判断を左右するものではない。

したがって、本件各更正処分等の理由の提示に不備はなく、請求人の主張には理由がない。

(3) 争点3（本件青色申告承認取消処分は違法か否か。）について

イ 法令解釈

(イ) 所得税法第148条第1項は、青色申告の承認を受けた者に対し、財務省令に定めるところにより、帳簿書類を備え付けて、その取引を記録すべきことに加え、税務職員が必要と判断したときに帳簿書類を検査してその内容の真実性を確認することができるような態勢の下に、帳簿書類を保存しなければならないこととしているというべきであり、青色申告者が、税務職員の通則法第74条の2の規定に基づく検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合は、所得税法第148条第1項の規定に違反し、同法第150条第1項第1号所定の青色申告の承認の取消事由に該当

するものと解するのが相当である。

- (ロ) 一方で、所得税法第150条第1項各号に規定する事由が存在する場合に青色申告の承認を取り消すか否かは、税務署長の合理的な裁量に委ねられており、税務署長の裁量権行使の逸脱、濫用が存する場合には、当該取消処分は違法となると解するのが相当である。
- (ハ) また、所得税法第150条第2項は、青色申告の承認の取消処分をする場合には、その処分の通知書に、その取消処分の基因となった事実が同条第1項各号のいずれに該当するかの理由を付記しなければならない旨規定しているところ、当該規定の趣旨は、青色申告の承認の取消処分は納税者に対する制裁処分として青色申告制度の特典を剥奪するものであり、処分庁の判断の慎重と公平妥当を担保して処分庁の恣意を抑制するとともに、取消処分の起因たる事実を相手方に知らせることによって、納税者に対し不服の申立ての便宜を与えるところにあると解するのが相当である。そして、理由付記の内容及び程度については、処分の相手方においてその記載自体から、取消処分がいかなる事実に基づき、また、いかなる法規を適用してなされたものであるかが了知できるものでなければならぬと解される。

ロ 認定事実

原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、次の事実が認められる。

- (イ) 本件調査の際、本件調査担当職員が、請求人に対し、平成27年分及び平成28年分の不動産所得及び事業所得に係る帳簿書類の保存状況について確認したところ、請求人は、[REDACTED]の会計ソフトを利用して当該各年分の帳簿を作成していたが、[REDACTED]による委託業者の選定ミスにより帳簿データが消えてしまい、帳簿の印刷もしていないと述べて、当該帳簿の提示をしなかった。また、領収証については、引っ越しを複数回行ったため残っていないとして、本件各費用に係る領収証も提示しなかった。
- (ロ) 請求人は、当審判所に対しても、平成27年分及び平成28年分の不動産所得及び事業所得に係る帳簿書類を提示していない。
- (ハ) 請求人は、電子帳簿保存法第4条に規定する承認を受けていない。

ハ 当てはめ及び請求人の主張について

(イ) 本件青色申告承認取消処分に裁量権の逸脱又は濫用があるか否か。

A 請求人は、上記ロの(イ)のとおり、本件調査担当職員に対し、帳簿書類の提示をしなかったため、所得税法第148条第1項に規定する帳簿書類の保存等を行っていなかったと認められ、同法第150条第1項第1号に規定する青色申告の承認の取消事由があるといえる。

B 請求人は、上記4の(3)の「請求人」欄のイのとおり、平成27年分から令和3年分までの帳簿のうち、帳簿がないのは平成27年分及び平成28年分のみであって、かつ、当該2年間分の帳簿のデータがないのは、[] が別のシステムに変更したためであるから、請求人に帳簿のデータをプリントアウトしなかったというミスはあるものの、当該ミスと本件青色申告承認取消処分は不均衡であり、裁量権を逸脱又は濫用している旨主張する。

しかしながら、請求人は、上記ロの(ハ)のとおり、帳簿を電磁的記録により保存することの承認を受けていないため、青色申告の特典を享受するには、帳簿を紙媒体で保存しなければならないところ、同(イ)のとおり、平成27年分及び平成28年分の帳簿を紙媒体で保存していなかったのであり、また、整理保存すべき本件各費用に係る領収証も保存していなかったのであるから、請求人の所得税法第148条第1項に規定する義務への違反の程度は、軽微なものとはいえない。そのため、平成27年分及び平成28年分の帳簿のデータが失われた原因が仮に請求人の主張する事情によるとしても、青色申告者に対して課税手続や税額計算等に関する各種の特典を与える代わりに帳簿書類を備え付けさせ、所得の基となる一切の取引を正確、組織的かつ継続的に記録し、これを保存することを義務付け、これに基づいて申告させることにより申告納税制度における適正な課税を実現するという青色申告制度の趣旨に照らして、本件青色申告承認取消処分が、裁量権の逸脱又は濫用に当たるものとは認められない。

そして、当審判所の調査によっても、ほかに裁量権の逸脱又は濫用があったという事実は認められない。

(ロ) 本件青色申告承認取消通知書の理由の付記に不備があるか否か。

請求人は、上記4の(3)の「請求人」欄のロのとおり、本件青色申告承認取消通知書に記載されている取消処分の理由の付記に不備がある旨主張する。

しかしながら、本件青色申告承認取消通知書には、別紙2のとおり、本件調査担当職員が、請求人に対し、平成27年分及び平成28年分の帳簿書類について確認したこと、請求人は、帳簿データが消えてしまい、印刷もしていないため、帳簿の提出ができない旨及び必要経費に係る領収書は残っていない旨を申し述べ、青色申告者が備え付けていなければならぬ現金出納帳をはじめとするその他の帳簿の書類を提示しなかったこと、及び、これらのこととは、所得税法第148条第1項に規定するところに従っていないことになり、同法第150条第1項第1号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当することが記載されており、当該記載自体から、本件青色申告承認取消処分が、いかなる事実に基づき、また、いかなる法規を適用してなされたものであるかが十分に了知できるものであると認められる。

したがって、本件青色申告承認取消通知書の理由の付記に不備はない。

(八) 小括

上記(イ)のとおり、請求人には所得税法第150条第1項第1号に規定する青色申告の承認の取消事由があり、青色申告の承認の取消しに当たり、裁量権の逸脱又は濫用は認められず、また、上記(ロ)のとおり、本件青色申告承認取消通知書の理由の付記に不備はないから、本件青色申告承認取消処分には取り消すべき違法はない。

(4) 争点4（本件各費用は、本件各年分における不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否か。）について

イ 法令解釈

個人の所有する不動産で、ある年分においてまだ貸付けの用に供されていなかったものに係る支出が、その年分における不動産所得を生ずべき業務について生じた費用と認められるためには、その者がその主觀において当該不動産を貸付けの用に供する意図を有しているというだけでは足りず、当該不動産がその形状、種類、性質、その他の状況に照らして、近い将来において確実に貸付けの用に供されるものと考えられるような客観的な状態にあることを必要とするものと解すべきである。

なぜなら、所得税法第37条第1項に規定する「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」とは、当該支出が

不動産所得を生ずべき業務と直接関係し、かつ、当該業務の遂行上必要なものに限られると解するのが相当であるが、とりわけ不動産については、種々の目的に利用することが可能であり、不動産所得を生ずべき資産ともなり得るし、投資用の資産あるいは家事用の資産、趣味用の資産ともなり得るし、将来の売却や利用を考えてはいるが当面は自己又は第三者の債務の担保に供しておくということも考えられ、また、その途中において利用方法を変更することも比較的容易である。そうすると、現に貸付けの用に供されていない不動産については、これが、不動産所得以外の所得の基団となるような利用方法や家事用としての利用方法ではなく、貸付けの用に供されるものであることが外部から識別できるような状態である場合に、初めて、当該不動産に係る支出を不動産所得を生ずべき業務について生じた費用と判定することができるからである。

ロ 認定事実

原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、次の事実が認められる。

- (イ) 請求人は、本件各年分において、本件不動産を実際に貸し付けたことはない。
- (ロ) 請求人及び兄は、本件不動産の売却について、平成28年10月14日から平成30年7月13日までの間は [] (以下「 [] 」という。) と、平成31年1月13日から令和3年5月20日までの間は [] (以下「 [] 」という。) と、同月30日以降は [] と、それぞれ専任媒介契約を締結していた。

ハ 本件不動産に関する関係人の各申述について

- (イ) [] は、令和4年10月20日、本件調査担当職員に対し、本件不動産の専任媒介契約について、要旨、以下のとおり申述した。

A 本件不動産について、請求人から、空き家となっているため、売り出したいという希望があった。

B 本件不動産の専任媒介契約には、不動産賃貸に関する特約はない。

- (ロ) [] は、令和4年11月8日、本件調査担当職員に対し、本件不動産の専任媒介契約について、要旨、以下のとおり申述した。

A 請求人から電話があり、本件不動産を売却したいので、令和3年4月に査

定してほしい旨の依頼を受けた。

B 請求人から、本件不動産について、賃貸の話は一切なかった。

(ハ) 兄は、令和4年12月2日、本件調査担当職員に対し、本件不動産について、要旨、以下のとおり申述した。

A 本件不動産を相続した当時、すぐに売却したいと思っていたが、請求人は売る気がなかったため、1年ほどそのまま何も行わなかった。

請求人が、本件不動産を売却する気になり、不動産会社を見つけてきたので、平成27年10月頃に、専任媒介契約を締結した。

その後、請求人が見つけてきた複数の不動産会社と、現在まで継続して専任媒介契約を締結している。

B 本件不動産を相続した後、本件不動産を賃貸として利用したことではなく、賃貸物件として貸す気もなかった。

C 請求人が、平成27年10月に [] を見つけてきてから今まで、請求人から本件不動産を賃貸したいとの話は全くなく、これまで契約した不動産会社からも賃貸の話は全くない。

(ニ) 上記(イ)ないし(ハ)の関係人の各申述は、いずれも請求人が本件不動産について、売却するために不動産会社と専任媒介契約を締結した一方、本件不動産を賃貸するために契約を締結したことはないという内容であり、上記ロの(ロ)の客観的事実ともおおむね符合する上、特段、不自然・不合理な点も認められないことから、いずれも信用することができる。

ニ 当てはめ

(イ) 上記ロの(イ)のとおり、本件各年分において、本件不動産は現に貸し付けられていなかったところ、本件各費用が、本件各年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入されるためには、上記イのとおり、本件不動産がその形状、種類、性質その他の状況に照らして、近い将来において確実に貸付けの用に供されるものと考えられるような客観的な状態にあったことが必要である。

(ロ) そこで、このような状態にあったといえるかを検討すると、請求人は、上記ロの(イ)のとおり、本件各年分において、本件不動産の売却に向けて不動産会社と専任媒介契約を締結しており、また、上記ハの(イ)ないし(ハ)の関係人の信用できる申述によれば、請求人は、専任媒介契約を締結していた不動産会社であ

る [] 及び [] に賃貸に関する依頼をしたことはなく、本件不動産の共有者である兄と本件不動産の賃貸に向けた話し合いをしたこともない。そのほか、当審判所の調査の結果によても、請求人が、入居者の募集を行うなど本件不動産を賃貸するための準備行為をしたとは認められない。

そうすると、請求人は、本件各年分において、本件不動産について、賃貸するために具体的な計画をし、準備を行っているとはいはず、このような状況に照らすと、本件不動産は、近い将来において確実に貸付けの用に供されるものと考えられるような客観的な状態にあったとは認められない。

したがって、本件各費用は、本件各年分における不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

ホ 請求人の主張について

請求人は、上記4の(4)の「請求人」欄のとおり、不動産の入居者募集のアプローチは、オーナーの自由であり、不動産賃貸業をする条件として、不動産会社と入居者募集に関する契約をする必要はないのであるから、不動産会社と入居者募集に関する契約をしていないとの理由で、本件各費用を不動産所得の金額の計算上必要経費として認めないのは、職業選択の自由の侵害であり、違憲である旨主張する。

しかしながら、上記ニの(ロ)のとおり、本件各費用が不動産所得の金額の計算上必要経費に算入されないのは、本件不動産の客観的な状態を判断したことによるものであって、請求人が主張するように、不動産会社と入居者募集に関する契約をしていないとの理由のみに基づくものではない。また、当審判所は、税務署長等が行った処分が国税に関する法令に反する違法、不当な処分であるか否かを判断する機関であって、憲法に違反しているかどうかについて判断することはその権限に属さないことであるので、請求人の職業選択の自由の侵害に関する主張については当審判所の審理の限りではない。

したがって、請求人の主張は、上記判断を左右するものではない。

(5) 爭点5（請求人が受領した保険金は、所得税法第73条第1項括弧書に規定する医療費を補填する保険金等に該当するか否か。）について

イ 法令解釈

所得税法第73条第1項括弧書に規定する医療費を補填する保険金等とは、医療

費の支出を事由として、又は医療費の補填を目的として、法令、契約等に基づき第三者から支払を受ける一切の金銭的給付をいい、これには生命保険契約、損害保険契約による任意保険及び社会保険により支払われるものほか、これらに類する共済契約により支払われる入院給付金も含まれるものと解される。

□ 認定事実

原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、次の事実が認められる。

(イ) 入院費用について

請求人は、[REDACTED] のため、令和3年6月から同年8月まで[REDACTED] に入院し、同年7月26日に[REDACTED] を受けた。請求人は、これらの入院期間の医療費として、令和3年6月診療分89,346円（日数7日）、同年7月診療分177,686円（日数13日）、同年8月診療分84,033円（日数6日）の合計351,065円（以下「本件入院費用」という。）を支払った。

(ロ) [REDACTED] との保険契約及び給付金について

A 請求人は、平成27年1月1日、[REDACTED] と無配当終身医療保険「[REDACTED]」の契約（以下「本件保険契約A」という。）を締結した。

本件保険契約Aの被保険者は請求人であり、保障内容として入院給付金、手術給付金及び入院一時給付金等がある。入院給付金の支払事由は、被保険者が疾病の治療を目的とする入院をしたこと等、手術給付金の支払事由は、疾病の治療を直接の目的として手術を受けたこと等、入院一時給付金の支払事由は、被保険者が入院給付金が支払われる入院をしたこと等である。

B [REDACTED] は、本件保険契約Aに基づき、請求人に対し、令和3年7月15日に入院給付金（同年6月24日ないし同年7月2日分）90,000円及び入院一時給付金50,000円の合計140,000円を支払い、また、同年8月18日に入院給付金（同年7月21日ないし同年8月6日分）170,000円及び手術給付金200,000円（同年7月26日分）の合計370,000円を支払った（以下、当該各入院給付金、当該手術給付金及び当該入院一時給付金を併せて「本件入院給付金A」という。）。

(ハ) [REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）との保険契約

及び給付金について

A 請求人は、平成3年2月1日、[]と「[]」の契約（以下「本件保険契約B」という。）を締結した。

本件保険契約Bの被保険者は請求人であり、保障内容として診断給付金及び入院給付金等がある。入院給付金の支払事由は、被保険者が[]と診断確定され、その治療を受けることを直接の目的として入院していることである。

B []は、本件保険契約Bに基づき、請求人に対し、令和3年9月2日に診断給付金1,000,000円及び入院給付金（同年6月24日ないし同年7月2日分及び同月21日ないし同年8月6日分）390,000円（以下、当該入院給付金を「本件入院給付金B」といい、本件入院給付金Aと併せて「本件各入院給付金」という。）の合計1,390,000円を支払った。

ハ 当てはめ

請求人は、上記ロの(ロ)のBのとおり、本件保険契約Aに基づき本件入院給付金Aの支払を受けているところ、同Aのとおり、入院給付金の支払事由が疾病の治療を目的とする入院をしたこと等、手術給付金の支払事由が疾病の治療を直接の目的として手術を受けたこと等及び入院一時給付金の支払事由が入院給付金が支払われる入院をしたこと等であることからすると、本件入院給付金Aは、請求人が入院及び手術をしたことによる費用を補填するために支払われたものであると認められる。また、請求人は、上記ロの(ハ)のBのとおり、本件保険契約Bに基づき本件入院給付金Bの支払を受けており、同Aのとおり、本件入院給付金Bの支払事由が[]と診断確定され、その治療を受けることを直接の目的として入院していること等であることからすると、本件入院給付金Bは、請求人が入院したことによる費用を補填するために支払われたものであると認められる。

そうすると、本件各入院給付金は、本件入院費用に対して、所得税法第73条第1項括弧書に規定する医療費を補填する保険金等に該当する。

ニ 請求人の主張について

請求人は、上記4の(5)の「請求人」欄のとおり、受領した保険金は、[]の生活を支えるために支給されたものであり、また、入院の諸費用のためであって、医療費の補填のためのものではない旨主張する。

しかしながら、本件各入院給付金が所得税法第73条第1項括弧書に規定する医療費を補填する保険金等に該当することは、上記ハのとおりであり、請求人の主張には理由がない。

(6) 争点6（請求人に、通則法第68条第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たす行為が認められるか否か。）について

イ 法令解釈

通則法第68条第1項は、過少申告をした納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対して重加算税を課する旨規定している。

この重加算税の制度は、納税者が過少申告をするについて隠蔽、仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである。

したがって、重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠蔽、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠蔽、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである。しかし、上記の重加算税制度の趣旨に鑑みれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の上記賦課要件が満たされたものと解すべきである（最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決・民集49巻4号1193頁参照）。

ロ の申述について

(イ) [] は、上記(4)のハの(ロ)のとおり、令和4年11月8日に、本件調査担当職員に対し、請求人から本件不動産を売却したいので令和3年4月に査定してほしい旨の依頼を受けた旨及び請求人から本件不動産について賃貸の話は一切なかった旨の申述をしたところ、令和4年11月15日、本件調査担当職員に対し、要旨、以下のとおり申述した。

A 令和4年11月13日、請求人から連絡があり、同月8日に []

が本件調査担当職員に対して申述した内容について、① [REDACTED] は、業務として賃貸や売買を取り扱っている、②請求人は専任媒介契約時には賃貸に係る契約の希望もあったが、共有者の同意が得られず売却のための専任媒介契約となったようである、との内容に申述を訂正してほしいと依頼があった。

B [REDACTED] は、賃貸を取り扱うことも可能であるが、請求人と賃貸に係る契約を結んでいない。専任媒介契約時から賃貸の話はなく、売却の依頼を受けただけである。

(ロ) 上記申述は、請求人に不利ともなり得る内容であるところ、[REDACTED]

[REDACTED]において顧客であった請求人について虚偽でそのような申述をする動機は見いだし難く、申述の経緯や内容に特段、不自然・不合理な点も認められないことから、信用できるものである。

ハ 当てはめ

(イ) 平成30年分ないし令和3年分の所得税等の重加算税の各賦課決定処分は、上記1の(4)のへのとおり、いずれも請求人が本件各費用を不動産所得の金額の計算上必要経費に算入したことに対する処分であるところ、請求人は、上記(4)のロの(イ)のとおり、本件各年分において、本件不動産を現に貸し付けていなかった。また、請求人が、本件不動産について、賃貸するための具体的な計画や準備をしていなかったことは上記(4)のニの(ロ)のとおりであり、そのため、請求人は、本件不動産が近い将来においても貸付けの用に供されないと認識していたと認められる。

(ロ) それにもかかわらず、請求人は、上記1の(4)のロのとおり、本件各不動産決算書において、本件不動産について「募集中」として、本件不動産について賃貸するための具体的な計画や準備をしているかのように記載し、本件各費用を不動産所得に係る必要経費として計上することで、過少な所得金額を記載した確定申告書を、本件各年分を通じて継続的に提出し続けた。

(ハ) また、請求人は、上記ロの(イ)のとおり、[REDACTED]に対し、専任媒介契約時から賃貸に関する話をしていないにもかかわらず、請求人は専任媒介契約時に賃貸に係る契約の希望があったと事後的に虚偽の申述をするよう依頼していると認められる。当該行為は、請求人が、真実の所得の調査解明に困難を伴う状況を作出し、真実の所得金額を隠蔽しようという確定的な意図の下に

行った隠蔽のための具体的な工作であって、真実の所得金額を隠蔽する態度、行動をできる限り貫こうとしたと評価せざるを得ないものである。

(e) 以上のような請求人の一連の行為によれば、請求人が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合に該当するというべきであるから、平成30年分ないし令和3年分の所得税等について、請求人に、通則法第68条第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たす行為があったということができる。

二 請求人の主張について

請求人は、原処分庁の認定した事実は、恣意的な見解であり、また、請求人に隠蔽し、又は仮装した行為はない旨主張するが、請求人に、通則法第68条第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たす行為があったといえることは、上記ハのとおりであり、請求人の主張には理由がない。

(7) 請求人のその他の主張について

イ 令和2年分の給与所得の金額について

請求人は、令和2年分の給与所得の金額は、[] である旨主張する。

しかしながら、請求人の令和2年分の給与等の収入金額は [] であるところ、当審判所において、所得税法第28条第2項及び同条第3項並びに租税特別措置法第41条の3第1項の規定を適用して総所得金額の計算の基となる給与所得の金額を計算すると、令和2年分の所得税等の更正処分の金額と同額となる。したがって、請求人の主張には理由がない。

ロ 純損失の金額について

請求人は、平成27年分ないし令和3年分において生じた各純損失の金額について、それぞれ、平成27年分は [] 、平成28年分は [] 、平成29年分は [] 、平成30年分は [] 、令和元年分は [] 、令和2年分は [] 、令和3年分は [] である旨主張するところ、当該主張は、所得税法第70条第1項の純損失の繰越控除の規定を適用することができる純損失の金額についての主張であるものと解される。

しかしながら、本件各年分については、上記1の(4)のハのとおり、請求人自ら事業所得の金額を [] として純損失の金額は [] 旨の本件各修正申告書を提

出しており、また、請求人はその根拠を主張せず、当審判所の調査によっても、事業所得の損失の金額があるとは認められないため、純損失の金額は[]こととなる。

また、平成27年分及び平成28年分については、上記1の(4)のイのとおり、各確定申告書に純損失の金額が記載されているものの、所得税法第70条第1項の規定を適用することができる純損失の金額は、その年分の所得税につき青色申告書を提出している年の純損失の金額に限られるところ、請求人は、本件青色申告承認取消処分により、平成27年分以後の各年分の所得税につき青色申告の承認を取り消されており、請求人が提出した平成27年分及び平成28年分の各確定申告書は、いずれも青色申告書以外の申告書とみなされることから、平成27年分及び平成28年分につき、所得税法第70条第1項の規定を適用することができる純損失の金額はないこととなる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(8) 原処分の適法性について

イ 本件青色申告承認取消処分の適法性について

上記(3)のハの(ハ)のとおり、請求人には所得税法第150条第1項第1号に規定する青色申告の承認の取消事由があり、本件青色申告承認取消処分には裁量権の逸脱又は濫用は認められず、本件青色申告承認取消処分の理由の付記に不備があるともいえないことから、本件青色申告承認取消処分は適法である。

ロ 本件各更正処分の適法性について

上記(1)のハの(ニ)のとおり、本件調査の手続に本件各更正処分を取り消すべき違法があるとは認められず、上記(2)のロの(ハ)のとおり、本件各更正処分の理由の提示に不備はない。また、上記(4)のニの(ロ)のとおり、本件各費用は、本件各年分における不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することはできず、上記(5)のハのとおり、本件各入院給付金は、医療費を補填する保険金等に該当する。

これらに基づき、請求人の本件各年分の所得金額及び納付すべき税額を計算すると、いずれも本件各更正処分と同額となる。

また、本件各更正処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によつても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、本件各更正処分は適法である。

ハ 本件各賦課決定処分の適法性について

(イ) 平成30年分ないし令和3年分の所得税等に係る重加算税の各賦課決定処分について

上記(2)のロの(ハ)のとおり、本件各賦課決定処分の理由の提示に不備はなく、上記のロのとおり、本件各更正処分は適法である。また、上記(6)のハの(=)のとおり、請求人に通則法第68条第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たす行為が認められる。

そして、平成30年分ないし令和3年分の所得税等に係る重加算税の額については、その計算の基礎となる金額及び計算方法について請求人は争わず、当審判所において重加算税の額を計算すると、原処分の額といずれも同額となるから、平成30年分ないし令和3年分の所得税等に係る重加算税の各賦課決定処分はいづれも適法である。

(ロ) 令和3年分の所得税等に係る過少申告加算税の賦課決定処分について

上記ロのとおり、本件各更正処分は適法であり、また、本件各更正処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実が本件各更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法第65条第4項に規定する正当な理由があるとは認められない。

そして、当審判所において過少申告加算税の額を計算すると、原処分の額と同額となるから、令和3年分の所得税等に係る過少申告加算税の賦課決定処分は適法である。

(9) 結論

よって、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表 審査請求に至る経緯

(単位:円)

区分・項目 (年月日等)	年 分	平成29年分	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
		平成29年分	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
確定申告 (法定申告期限内)	総 所 得 金 額					
	内 訳	事業所得の金額				
		不動産所得の金額				
		給与所得の金額				
	所 得 控 除 の 額 の 合 計					
	所 得 税 等 の 額 納 付 す べ き 税 額					
	翌 年 へ 繰 り 越 す 純 損 失 の 金 額					
	総 所 得 金 額					
	内 訳	事業所得の金額				
		不動産所得の金額				
修正申告 (令和4年8月9日)	給 与 所 得 の 金 額					
	所 得 控 除 の 額 の 合 計					
	所 得 税 等 の 額 納 付 す べ き 税 額					
	翌 年 へ 繰 り 越 す 純 損 失 の 金 額					
	総 所 得 金 額					
	内 訳	過 少 申 告 加 算 税 の 額				
	事 業 所 得 の 金 額					
	不動産所得の金額					
	給 与 所 得 の 金 額					
更正処分等 ① (令和5年3月14日付)	総 所 得 金 額					
	内 訳	事 業 所 得 の 金 額				
		不動産所得の金額				
		給 与 所 得 の 金 額				
	所 得 控 除 の 額 の 合 計					
	所 得 税 等 の 額 納 付 す べ き 税 額					
	翌 年 へ 繰 り 越 す 純 損 失 の 金 額					
	過 少 申 告 加 算 税 の 額					
	総 所 得 金 額					
	内 訳	事 業 所 得 の 金 額				
更正処分等 ② (令和5年3月27日付)	不動産所得の金額					
		給 与 所 得 の 金 額				
	所 得 控 除 の 額 の 合 計					
	所 得 税 等 の 額 納 付 す べ き 税 額					
	翌 年 へ 繰 り 越 す 純 損 失 の 金 額					
	過 少 申 告 加 算 税 の 額					
	重 加 算 税 の 額					
	総 所 得 金 額					
	内 訳	過 少 申 告 加 算 税 の 額				
変更決定処分 (令和5年9月27日付)	過 少 申 告 加 算 税 の 額					

(注) 1

2

3 「修正申告」欄の「翌年へ繰り越す純損失の金額」欄の「-」は、本件各修正申告書に翌年へ繰り越す純損失の金額が記載されていなかったことを示す。

別紙1 関係法令

1 調査手続に関する規定

(1) 国税通則法（令和4年法律第4号による改正前のもの。以下「通則法」という。）

第74条の2 《当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権》第1項柱書及び同項第1号ハは、税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があったと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があったと認められる者若しくは当該権利があると認められる者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる旨規定している。

(2) 通則法第74条の11 《調査の終了の際の手続》第2項は、国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明する旨規定し、同条第3項は、同条第2項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告を勧奨することができる旨規定している。

2 理由の提示に関する規定

行政手続法第14条 《不利益処分の理由の提示》第1項本文は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ旨規定し、同条第3項は、不利益処分を書面でするべきときは、同条第1項の理由は、書面により示さなければならない旨規定している。

3 青色申告の承認の取消し等に関する規定

(1) 所得税法第143条 《青色申告》は、不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行う居住者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書及び当該申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる旨規定している。

(2) 所得税法第148条 《青色申告者の帳簿書類》第1項は、同法第143条の承認を受けている居住者（以下「青色申告者」という。）は、財務省令で定めるところにより、不動産所得及び事業所得を生ずべき業務につき帳簿書類を備え付けてこれに不動産所得の金額及び事業所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存し

なければならない旨規定している。

- (3) 所得税法第150条《青色申告の承認の取消し》第1項柱書及び同項第1号は、青色申告者につき、その年における不動産所得及び事業所得を生ずべき業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が同法第148条第1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないという事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該事実のある年まで遡って、青色申告の承認を取り消すことができ、この場合において、その取消しがあったときは、その青色申告者の当該年分以後の各年分の所得税につき提出したその承認に係る青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす旨規定している。
- (4) 所得税法第150条第2項は、税務署長は、同条第1項の規定による取消しの処分をする場合には、青色申告者に対し、書面によりその旨を通知する旨規定し、この場合において、その書面には、その取消しの処分の基因となった事実が同項各号のいずれに該当するかを付記しなければならない旨規定している。
- (5) 所得税法施行規則第63条《帳簿書類の整理保存》第1項柱書、同項第1号及び同項第3号並びに同条第4項は、青色申告者は、同規則第58条《取引に関する帳簿及び記載事項》に規定する帳簿並びに当該青色申告者の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿並びに取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写しを整理し、その閉鎖の日又はその作成若しくは受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間、これをその者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所等の所在地に保存しなければならない旨規定している。
- (6) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（令和3年法律第11号による改正前のもの。以下「電子帳簿保存法」という。）第4条《国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等》第1項は、国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存

に代えることができる旨規定している。

(7) 電子帳簿保存法第4条第2項は、国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる旨規定している。

4 総所得金額及び所得控除の計算に関する規定

(1) 不動産所得に関する規定

イ 所得税法第26条《不動産所得》第1項は、不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得（事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう旨規定している。

ロ 所得税法第37条《必要経費》第1項は、その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、不動産所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他不動産所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする旨規定している。

(2) 給与所得に関する規定

イ 所得税法第28条《給与所得》第1項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）に係る所得をいう旨規定し、同条第2項は、給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする旨規定し、同条第3項柱書及び同項第5号は、給与所得控除額は、給与等の収入金額が850万円を超える場合、195万円とする旨規定している。

ロ 租税特別措置法第41条の3の3《所得金額調整控除》第1項は、その年中の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものに係る総所得金額を計算する場合には、その年中の給与等の収入金額（当該給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額を、その年分の給与

所得の金額から控除する旨規定している。

(3) 医療費控除に関する規定

所得税法第73条《医療費控除》第1項は、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合において、その年中に支払った当該医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するもの（以下「医療費を補填する保険金等」という。）により補填される部分の金額を除く。）の合計額がその居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額（当該金額が10万円を超える場合には、10万円）を超えるときは、その超える部分の金額（当該金額が200万円を超える場合には、200万円）を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する旨規定している。

(4) 純損失の繰越控除に関する規定

イ 所得税法第2条《定義》第1項第25号は、純損失の金額とは、同法第69条《損益通算》第1項に規定する損失の金額のうち同条の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額をいう旨規定し、同条第1項は、総所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する旨規定している。

ロ 所得税法第70条《純損失の繰越控除》第1項は、確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内の各年（その年分の所得税につき青色申告書を提出している年に限る。）において生じた純損失の金額（この項の規定により前年以前において控除されたものを除く。）がある場合には、当該純損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の総所得金額の計算上控除する旨規定している。

5 重加算税に関する規定

通則法第68条《重加算税》第1項は、同法第65条《過少申告加算税》第1項の規定に該当する場合（修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告

書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定している。

別紙2 本件青色申告承認取消通知書に記載された処分の理由

あなたの平成27年分、平成28年分、平成29年分、平成30年分、令和元年分、令和2年分及び令和3年分の所得税及び復興特別所得税の調査に関し必要がありましたので、令和4年11月24日、当税務署の調査担当職員が電話によりあなたに、平成27年分及び平成28年分の不動産所得及び事業所得に係る帳簿書類について確認したところ、あなたは、当時は [REDACTED] の会計ソフト「[REDACTED]」により帳簿を作成していたが、[REDACTED] による委託業者の選定ミスで帳簿データが消えてしまい、帳簿の印刷もしていないため、帳簿の提出ができない旨、及び必要経費に係る領収書の現物の保管は、引っ越しを複数回行っているため残っていない旨を申し述べ、青色申告者が備え付けていなければならぬ現金出納帳をはじめとするその他の帳簿書類を提示されませんでした。

なお、あなたが令和4年10月3日に郵送により提出したUSBメモリーに記録されていた平成29年12月以降の不動産所得及び事業所得に係る帳簿データを確認したところ、当該帳簿データには、必要経費の額に係る取引の相手先の名称等が記録されていませんでした。

また、あなたは、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（令和3年法律第11号により改正される前のもの。）第6条《電磁的記録による保存等の承認の申請等》及び同法第9条《電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用》に規定する申請書の提出をしていません。

これらのこととは、青色申告に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が所得税法第148条《青色申告者の帳簿書類》第1項に規定するところに従って行われていないことになります。

したがって、この事実は所得税法第150条《青色申告の承認の取消し》第1項第1号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当しますので、平成27年分以降の青色申告の承認を取り消します。

別紙3-1 本件各通知書に記載された処分の理由（平成29年分）

（別紙3-1ないし同3-5において定義された略語については、当該各別紙においてのみ使用する。）

あなたが平成30年1月16日に提出した当年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の確定申告書（以下「本件確定申告書」といいます。）及び令和4年8月9日に提出した当年分の所得税等の修正申告書（以下「本件修正申告書」といいます。）について、調査した結果、不動産所得、当年分で差し引く純損失及び翌年以後に繰り越す純損失の金額に誤りがあると認められましたので、次のとおり更正しました。

1 不動産所得の金額

あなたは、本件修正申告書に不動産所得の損失金額 [REDACTED] と記載し、本件確定申告書に添付した青色申告決算書（不動産所得用）の不動産所得の収入の内訳の貸家貸地等の別欄にアパート、用途欄に住宅用、不動産の所在地欄に [REDACTED]、及び賃借人の住所・氏名欄に募集中と記載していますが、あなたの兄 [REDACTED]（以下、あなたと併せ「あなたたち」といいます。）と共有する [REDACTED] に所在する共同住宅について、あなたたちは、当年中において、貸付けの用に供した事実はなく、また、賃貸人を募集した事実もありませんでした。

したがって、あなたの不動産所得の金額は [REDACTED] となります。

2 当年分で差し引く純損失の金額

あなたは、本件修正申告書に当年分で差し引く純損失の金額を記載していませんが、本件確定申告書において、前年分までに引ききれなかった平成26年分の純損失金額 [REDACTED] を記載していますので、同額を当年分の給与所得の金額 [REDACTED] から差し引くことになります。

なお、平成27年分の所得税等の確定申告書において、同年分の純損失の金額 [REDACTED]、平成28年分の所得税等の確定申告書において、同年分の純損失の金額 [REDACTED] を記載していますが、あなたの平成27年分以降の青色申告の承認を取り消したため、当年分で差し引く純損失の金額にはなりません。

3 翌年以後に繰り越す純損失の金額

あなたは、本件確定申告書に翌年以後に繰り越す純損失の金額として、平成27年分の純損失の金額 [REDACTED]、平成28年分の純損失の金額 [REDACTED] 及び当年分の純損失の金額 [REDACTED] を記載していますが、平成27年分及び平成28年分の各純損失の

金額は、あなたの平成27年分以降の青色申告の承認を取り消したため■となり、また、当年分の純損失の金額は、本件修正申告書の提出により■となります。

別紙3－2 本件各通知書に記載された処分の理由（平成30年分）

1 更正処分の理由について

あなたが平成31年1月15日に提出した当年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の確定申告書（以下「本件確定申告書」といいます。）及び令和4年8月9日に提出した当年分の所得税等の修正申告書（以下「本件修正申告書」といいます。）について、調査した結果、不動産所得、生命保険料控除及び翌年以後に繰り越す純損失の金額に誤りがあると認められましたので、次のとおり更正しました。

(1) 不動産所得の金額

あなたは、本件修正申告書に不動産所得の損失金額 [] と記載し、本件確定申告書に添付した青色申告決算書（不動産所得用）（以下「本件不動産所得用決算書」といいます。）の不動産所得の収入の内訳の貸家貸地等の別欄にアパート、用途欄に住宅用、不動産の所在地欄に [] 、及び賃借人の住所・氏名欄に募集中と記載していますが、あなたの兄 [] （以下、あなたと併せ「あなたたち」といいます。）と共有する [] に所在する共同住宅（以下「本件共同住宅」といいます。）について、あなたたちは、当年中において、貸付けの用に供した事実はなく、また、賃貸人を募集した事実もありませんでした。

したがって、あなたの不動産所得の金額は [] となります。

(2) 生命保険料控除の金額

あなたは、本件修正申告書に生命保険料控除の金額40,000円を記載していますが、当年中に旧生命保険料（一般）17,280円、介護医療保険料122,856円を支払っていますので、生命保険料控除の金額は57,280円となります。

(3) 翌年以後に繰り越す純損失の金額

あなたは、本件確定申告書に翌年以後に繰り越す純損失の金額として、平成28年分の純損失の金額 [] 、平成29年分の純損失の金額 [] 及び当年分の純損失の金額 [] を記載していますが、平成28年分の純損失の金額は、あなたの平成27年分以降の青色申告の承認を取り消したため [] となり、また、平成29年分及び当年分の各純損失の金額は、本件修正申告書と同日の平成29年分の所得税等の修正申告書及び本件修正申告書の提出により [] となります。

2 加算税の賦課決定処分の理由について

次のとおり隠蔽又は仮装の事実が認められましたので、今回更正（当初申告は期限内申告書）により納付すべきこととなる所得税等の額 [] に、国税通則法第68条の規定により計算した重加算税 [] を賦課決定しました。

なお、今回更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回更正前の税額の計算の基礎とされなかつたことについて正当な理由があると認められるものはありません。

- (1) あなたは、居住の用に供していない本件共同住宅を有していたこと。
- (2) あなたは、賃貸料収入がない場合には、不動産所得として申告することができないが、賃貸人の募集を行うなどの事実があれば、不動産所得として申告できることを認識していたこと。
- (3) あなたは、 [] 、 [] 及び []
[] との間で、本件共同住宅について専任媒介契約を締結したこと。
- (4) あなたは、本件共同住宅について、あなた自身又は第三者に依頼して賃貸人の募集を行っていないこと。
- (5) あなたは、本件共同住宅について、本件不動産所得用決算書の賃借人の住所・氏名欄に募集中と、事実と異なる記載を行ったこと。

別紙3－3 本件各通知書に記載された処分の理由（令和元年分）

1 更正処分の理由について

あなたが令和2年1月24日に提出した当年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の確定申告書（以下「本件確定申告書」といいます。）及び令和4年8月9日に提出した当年分の所得税等の修正申告書（以下「本件修正申告書」といいます。）について、調査した結果、不動産所得及び翌年以後に繰り越す純損失の金額に誤りがあると認められましたので、次のとおり更正しました。

(1) 不動産所得の金額

あなたは、本件修正申告書に不動産所得の損失金額 [] と記載し、本件確定申告書に添付した青色申告決算書（不動産所得用）（以下「本件不動産所得用決算書」といいます。）の不動産所得の収入の内訳の貸家貸地等の別欄にアパート、用途欄に住宅用、不動産の所在地欄に [] 、及び賃借人の住所・氏名欄に募集中と記載していますが、あなたの兄 [] （以下、あなたと併せ「あなたたち」といいます。）と共有する [] に所在する共同住宅（以下「本件共同住宅」といいます。）について、あなたたちは、当 年中において、貸付けの用に供した事実はなく、また、賃貸人を募集した事実もありませんでした。

したがって、あなたの不動産所得の金額は [] となります。

(2) 翌年以後に繰り越す純損失の金額

あなたは、本件確定申告書に翌年以後に繰り越す純損失の金額として、平成29年分の純損失の金額 [] 、平成30年分の純損失の金額 [] 及び当年分の純損失の金額 [] を記載していますが、平成29年分、平成30年分及び当年分の各純損失の金額は、本件修正申告書と同日の平成29年分及び平成30年分の所得税等の修正申告書並びに本件修正申告書の提出により [] となります。

2 加算税の賦課決定処分の理由について

次のとおり隠蔽又は仮装の事実が認められましたので、今回更正（当初申告は期限内申告書）により納付すべきこととなる所得税等の額 [] に、国税通則法第68条の規定により計算した重加算税 [] を賦課決定しました。

なお、今回更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回更正前の税額の計算の基礎とされなかつたことについて正当な理由があると認められるもの

はありません。

- (1) あなたは、居住の用に供していない本件共同住宅を有していたこと。
- (2) あなたは、賃料収入がない場合には、不動産所得として申告することができないが、賃貸人の募集を行うなどの事実があれば、不動産所得として申告できることを認識していたこと。
- (3) あなたは、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED]
[REDACTED]との間で、本件共同住宅について専任媒介契約を締結したこと。
- (4) あなたは、本件共同住宅について、あなた自身又は第三者に依頼して賃貸人の募集を行っていないこと。
- (5) あなたは、本件共同住宅について、本件不動産所得用決算書の賃借人の住所・氏名欄に募集中と、事実と異なる記載を行ったこと。

別紙3-4 本件各通知書に記載された処分の理由（令和2年分）

1 更正処分の理由について

あなたが令和3年1月18日に提出した当年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の確定申告書（以下「本件確定申告書」といいます。）及び令和4年8月9日に提出した当年分の所得税等の修正申告書（以下「本件修正申告書」といいます。）について、調査した結果、不動産所得、給与所得及び翌年以後に繰り越す純損失の金額に誤りがあると認められましたので、次のとおり更正しました。

(1) 不動産所得の金額

あなたは、本件修正申告書に不動産所得の損失金額 [REDACTED] と記載し、本件確定申告書に添付した青色申告決算書（不動産所得用）（以下「本件不動産所得用決算書」といいます。）の不動産所得の収入の内訳の貸家貸地等の別欄にアパート、用途欄に住宅用、不動産の所在地欄に [REDACTED]、及び賃借人の住所・氏名欄に募集中と記載していますが、あなたの兄 [REDACTED]（以下、あなたと併せ「あなたたち」といいます。）と共有する [REDACTED] に所在する共同住宅（以下「本件共同住宅」といいます。）について、あなたたちは、当年中において、貸付けの用に供した事実はなく、また、賃貸人を募集した事実もありませんでした。

したがって、あなたの不動産所得の金額は [REDACTED] となります。

(2) 給与所得の金額

あなたは、本件修正申告書に給与所得の金額 [REDACTED] と記載していますが、当年中の給与等の収入金額 [REDACTED] から、給与所得控除額 [REDACTED] 及び所得金額調整控除額 [REDACTED] を差し引いた金額 [REDACTED] となります。

(3) 翌年以後に繰り越す純損失の金額

あなたは、本件確定申告書に翌年以後に繰り越す純損失の金額として、平成30年分の純損失の金額 [REDACTED]、令和元年分の純損失の金額 [REDACTED] 及び当年分の純損失の金額 [REDACTED] を記載していますが、平成30年分、令和元年分及び当年分の各純損失の金額は、本件修正申告書と同日の平成30年分及び令和元年分の所得税等の修正申告書並びに本件修正申告書の提出により [REDACTED] となります。

2 加算税の賦課決定処分の理由について

次のとおり隠蔽又は仮装の事実が認められましたので、今回更正（当初申告は期限内

申告書)により納付すべきこととなる所得税等の額 [REDACTED] のうち [REDACTED] に、国税
通則法第68条の規定により計算した重加算税 [REDACTED] を賦課決定しました。

なお、今回更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回更正
前の税額の計算の基礎とされなかつたことについて正当な理由があると認められるもの
はありません。

- (1) あなたは、居住の用に供していない本件共同住宅を有していたこと。
- (2) あなたは、賃料収入がない場合には、不動産所得として申告することができない
が、賃貸人の募集を行うなどの事実があれば、不動産所得として申告できることを
認識していたこと。
- (3) あなたは、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED]
との間で、本件共同住宅について専任媒介契約を締結したこと。
- (4) あなたは、本件共同住宅について、あなた自身又は第三者に依頼して賃貸人の募集
を行っていないこと。
- (5) あなたは、本件共同住宅について、本件不動産所得用決算書の賃借人の住所・氏
名欄に募集中と、事実と異なる記載を行ったこと。

別紙3-5 本件各通知書に記載された処分の理由（令和3年分）

1 更正処分の理由について

あなたが令和4年1月11日に提出した当年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の確定申告書（以下「本件確定申告書」といいます。）及び令和4年8月9日に提出した当年分の所得税等の修正申告書（以下「本件修正申告書」といいます。）について、調査した結果、不動産所得、医療費控除及び翌年以後に繰り越す純損失の金額に誤りがあると認められましたので、次のとおり更正しました。

(1) 不動産所得の金額

あなたは、本件修正申告書に不動産所得の損失金額 [REDACTED] と記載し、本件確定申告書に添付した青色申告決算書（不動産所得用）（以下「本件不動産所得用決算書」といいます。）の不動産所得の収入の内訳の貸家貸地等の別欄にアパート、用途欄に住宅用、不動産の所在地欄に [REDACTED]、及び賃借人の住所・氏名欄に募集中と記載していますが、あなたの兄 [REDACTED]（以下、あなたと併せ「あなたたち」といいます。）と共有する [REDACTED] に所在する共同住宅（以下「本件共同住宅」といいます。）について、あなたたちは、当年中において、貸付けの用に供した事実はなく、また、賃貸人を募集した事実もありませんでした。

したがって、あなたの不動産所得の金額は [REDACTED] となります。

(2) 医療費控除の金額

あなたは、本件修正申告書に医療費控除の金額411,247円と記載していますが、 [REDACTED]
[REDACTED] 口座番号 [REDACTED] に入金されている [REDACTED]
[REDACTED] からの補填金額の合計510,000円及び上記1の(1)により、あなたの合計所得金額は、 [REDACTED] となりますので、あなたが支払った医療費の金額から100,000円を差し引いた零円となります。

(3) 翌年以後に繰り越す純損失の金額

あなたは、本件確定申告書に翌年以後に繰り越す純損失の金額として、令和元年分の純損失の金額 [REDACTED]、令和元年分の純損失の金額 [REDACTED] 及び当年分の純損失の金額 [REDACTED] を記載していますが、平成30年分、令和元年分及び当年分の各純損失の金額は、本件修正申告書と同日の平成30年分及び令和元年分の所得税等の修正申告書並びに本件修正申告書の提出により [REDACTED] となります。

2 加算税の賦課決定処分の理由について

今回更正（当初申告は期限内申告書）により納付すべきこととなる所得税等の額
のうち、国税通則法第65条の規定により計算した過少申告加算税
を賦課決定しました。

また、下記のとおり隠蔽又は仮装の事実が認められましたので、今回更正（当初申告は期限内申告書）により納付すべきこととなる所得税等の額のうち、
に、国税通則法第68条の規定により計算した重加算税 を賦課決定しました。

なお、今回更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回更正前の税額の計算の基礎とされなかつたことについて正当な理由があると認められるものはありません。

- (1) あなたは、居住の用に供していない本件共同住宅を有していたこと。
- (2) あなたは、賃料収入がない場合には、不動産所得として申告することができないが、賃貸人の募集を行うなどの事実があれば、不動産所得として申告できることを認識していたこと。
- (3) あなたは、 、 及び との間で、本件共同住宅について専任媒介契約を締結したこと。
- (4) あなたは、本件共同住宅について、あなた自身又は第三者に依頼して賃貸人の募集を行っていないこと。
- (5) あなたは、本件共同住宅について、本件不動産所得用決算書の賃借人の住所・氏名欄に募集中と、事実と異なる記載を行ったこと。